

公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和8年3月1日一部改正)

(令和8年3月31日一部改正)

(趣旨)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学（以下「本学」という。）の授業料、委託料、入学検査料、入学料、学位審査手数料及び証明手数料に関し、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料等の額)

第2条 授業料、委託料、入学検査料、入学料、学位審査手数料及び証明手数料の額は、別表のとおりとする。

(授業料及び入学料の不徴収)

第2条の2 次の各号に掲げる者については、授業料及び入学料は徴収しない。

- (1) 本学の単位互換履修生
- (2) 本学の外国人留学生で、相互の留学生の授業料及び入学料を徴収しないことを定めた本学と外国の大学との間の協定に基づき入学したもの

(授業料及び委託料の納入期限等)

第3条 授業料（本学の科目等履修生及び聴講生に係る授業料を除く。次項及び第8条を除き、以下同じ。）及び委託料は、每期、京都市立芸術大学学則で定める日までに納入しなければならない。ただし、前期分と後期分を併せて納入することができる。

2 入学検査料は入学願書を提出する際、入学料及び学位審査手数料並びに科目等履修生及び聴講生に係る授業料は理事長が指定する日までに、それぞれ納入しなければならない。

3 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に規定される国費外国人留学生の入学料及び授業料は、独立行政法人日本学生支援機構から本学に対して支給される教育費をもって充てることとし、国費外国人留学生による納入を猶予することができる。

(中途入学者等に係る授業料等)

第4条 期の中途において入学した者又は退学した者（転学した者を含む。）は、それぞ

れ、当該期に係る授業料又は委託料を納入しなければならない。

(休学者等に係る授業料)

第5条 期の全期間を休学した者については、当該期に係る授業料は徴収しない。

2 期の中途において休学し又は復学した者は、それぞれ、当該期に係る授業料を納入しなければならない。

(授業料等の還付)

第6条 既納の授業料、委託料、入学考査料、入学料、学位審査手数料及び証明手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に限り、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 所定の手続きをし、期の全期間にわたって欠席したとき。
- (2) 授業料の減免の決定を受けたとき。
- (3) 入学料の減免の決定を受けたとき。
- (4) 過誤により納入義務のない者が納入したとき。
- (5) 理事長が特別の理由があると認めたとき。

(授業料等の減免)

第7条 理事長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、授業料及び入学料の減免を行う。

2 理事長は、前項の場合を除き、学資困難その他特別の事情があると認めた者に対し、授業料、入学料、学位審査手数料及び証明手数料を減免することができる。

(授業料の未納者に対する措置)

第8条 学長は、授業料を納入期限までに納めない者に対し、出席の停止又は除籍をすることができる。

(授業料に係る債権の放棄)

第9条 理事長は、授業料の回収の可能性がないと判断した場合は、当該債権を放棄することができる。

2 債権の回収の可能性がないと判断した場合とは、債務者及び保証人が次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合をいう。

- (1) 自己破産し配当が終了したとき。
- (2) 行方不明となったとき。
- (3) 死亡したとき。

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、除籍となった者の授業料に係る債権を放棄することができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行規則)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(第7条各項の規定に基づく授業料の減免が競合する場合の調整)

- 2 第7条第1項の規定に基づく授業料の減免及び第7条第2項の規定に基づく授業料の減免を共に適用することができる者の授業料を減免する方法は、次の各号に掲げる順序に従って行うこととする。

(1) 第7条第1項の規定に基づく授業料の減免

(2) 第7条第2項の規定に基づく授業料の減免

- 3 前項第2号の規定に基づく減免の額は、別に定める授業料の減免の額から第7条第1項の規定に基づく減免の額を差し引いた額（この額が零を下回る場合は、零とする。）を上限とする。

附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		金額	
授業料及び 委託料	美術学部生及び音楽学部生	年額	535,800 円
		前期及び後期の各期	267,900 円
	大学院生	年額	535,800 円
		前期及び後期の各期	267,900 円
	委託生	年額	535,800 円
		前期及び後期の各期	267,900 円
	科目等履修生及び聴講生	1 単位	14,400 円
入学考査料	美術学部生及び音楽学部生	17,000 円	
	大学院生	17,000 円	
入学料	美術学部生及び音楽学部生	市内出身者	282,000 円
		市外出身者	482,000 円
	大学院生	市内出身者	282,000 円
		市外出身者	482,000 円
	委託生	84,600 円	
	科目等履修生及び聴講生	28,200 円	
学位審査手数料		1 件	57,000 円
証明手数料		1 件	350 円

注 市内出身者の欄は入学の日の1年以前から引き続き本市の区域内に住所を有する者について、市外出身者の欄はその他の者について、それぞれ適用する。